

令和元年11月11日

三原市契約課長

低入札価格調査制度における調査基準価格算定の端数処理について

調査基準価格及び失格基準価格の算定における円未満の端数処理について、計算過程の乗算で円未満の端数が生じた場合、その都度円未満の端数を切り捨てて調査基準価格を算出するものとします。なお、失格基準価格も同様に計算過程で円未満の端数が生じる都度、円未満の端数を切り捨てて算出するものとします。

(例) 予定価格 75,667,000 円 (税別)

(内訳) 直接工事費	33,555,222 円	共通仮設費	22,666,444 円
現場管理費	11,333,777 円	一般管理費等	8,111,557 円

1 調査基準価格(仮)の計算

(直接工事費×0.97) + (共通仮設費×0.9) + (現場管理費×0.9) + (一般管理費等×0.55)

33555222×0.97 + 22666444×0.9 + 11333777×0.9 + 8111557×0.55

↓

32548565.34 + 20399799.6 + 10200399.3 + 4461356.35

↓

32548565 + 20399799 + 10200399 + 4461356

↓

= 67,610,119 円 (調査基準価格(仮))

2 調査基準価格の上限及び下限

(1) 調査基準価格の上限 (予定価格(税別) × 0.92)

75667000 × 0.92 = 69613640

(2) 調査基準価格の下限 (予定価格(税別) × 0.75)

75667000 × 0.75 = 56750250

3 調査基準価格の決定

前記(調査基準価格(仮))67610119円は、調査基準価格の上限と下限の範囲内にあるため、例における調査基準価格は67610119円(税別)

※ 調査基準価格及び失格基準価格は千円未満を切り捨てません。